

ふるさと宇土応援寄附金「返礼品」協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により宇土市（以下、「市」という。）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下、「返礼品」という。）を贈呈することにより、寄附の促進、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力いただける事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集する。

2 事業概要

①寄附者が市に対する寄附と同時に希望の返礼品を選択

②委託業者から協力事業者へ返礼品発注

※市は、ふるさと納税に係る業務全般を委託。

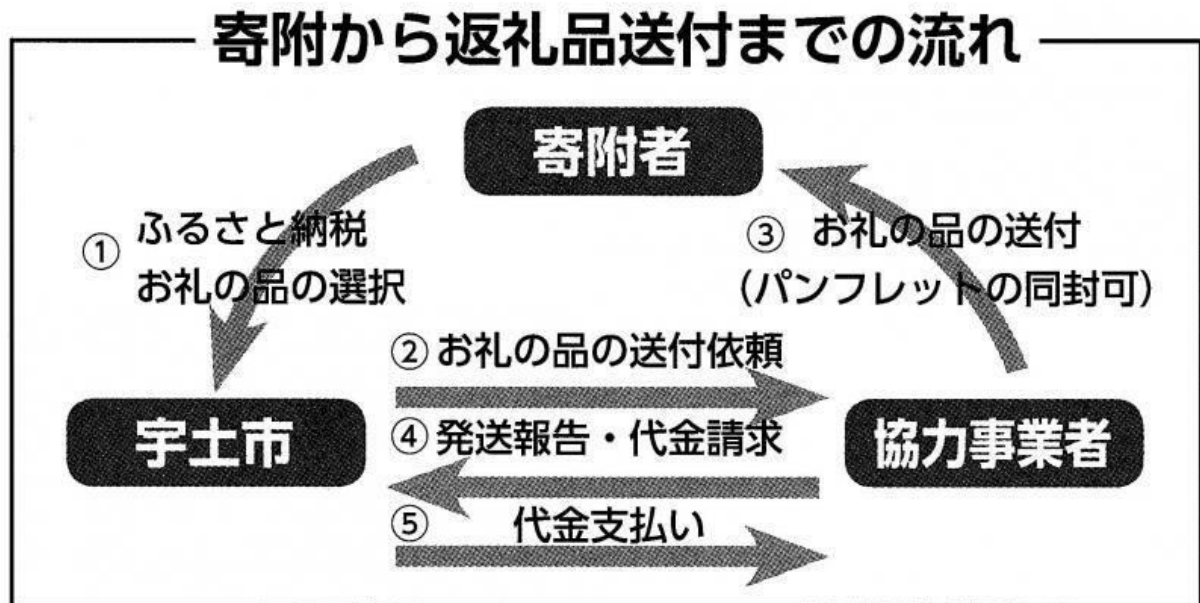
③協力事業者から寄附者に返礼品発送

※配送業者は委託業者が指定。

※配送料は市が負担。

④協力事業者から委託業者に返礼品の代金請求

⑤委託業者から協力事業者へ返礼品の代金支払



3 協力事業者の要件

次に掲げる要件を全て満たしている者

- (1) 各種法令規則等を遵守し、生産・製造・販売・サービスの提供等を行うこと。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点又はサービスの提供場所のいずれかが本市内にあるか、熊本県の共通返礼品を取り扱う事業者であること。

- (4) 市が指定するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
- (5) 返礼品の提供に関する問い合わせや配送を含む苦情、事故及びトラブル等に対して、責任・誠意をもって対応し、その内容を委託事業者へ報告すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 返礼品を提供するため、上記(6)に該当することを知りながら相手方と下請契約等を締結していないこと。
- (8) 物品の送付作業及びサービスの利用券等の発行・送付作業を含め、本市が指定する内容で、寄附者への返礼品提供に係る一連の作業が行えること。
- (9) 品質及び数量について、安定的に返礼品を供給できること。ただし、数量や期間を限定して提供するものについては、その範囲内の供給で良いものとする。
- (10) 返礼品提供事業者は業務を履行するにあたり、「個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」のほか、関係法令を遵守すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品発送以外の目的で使用できない。
- (11) 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。

4 返礼品の要件

- (1) 地場産品基準（別表 1）及び宇土市ふるさと納税返礼品基準のいずれか 1 つ以上（ただし、第 5 号を除く。）を満たすものであること。なお、新たな返礼品の申請時において、改正後の地場産品基準（以下、「新基準」という。）が公布されているときは、新基準の適用日以前であっても、新基準を満たすものであること。又、新基準の適用日までに本市が返礼品としてポータルサイトに掲載している返礼品については、適用日までの間は、改正前の地場産品基準を満たすものであること。
 - ※地場産品基準の該当・非該当については、最新の法令（解釈を含む。）や、製造等の状況により判断される。過去に掲載されていたことは判断要素にはならない。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。

- (3) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- (4) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- (5) 業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成したものでないこと。また、当該物品又はサービス以外に別途追加で購入等することが前提となっている物品又はサービスでないこと。
- (6) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ていること。
- (7) キャラクター等を使用する場合は、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (8) 食料品・飲料品の場合は、返礼品が寄附者に到着した後一定期間（概ね1週間以上）の賞味期間が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者へ確認・調整等を行うなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、運搬にあたっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。
- (9) 返礼品の配送で寄附者との調整が必要な場合は、その体制が整っていること。
- (10) 返礼品の使用にあたって設置等の手続が必要な場合は、返礼品提供事業者がその完了まで手配できること。
- (11) 物品との引換えに使えるチケット等の場合は、引換え可能な物品が返礼品としての条件を満たすものであること。
- (12) 役務（サービス）の提供の場合は、市内で提供されるものであること。また、旅行業の登録が必要な内容の場合は、その登録を行っていること。
- (13) 役務（サービス）の提供の場合は、指定のサービス内容以外及び本市外では利用不可となる措置を講じること。
- (14) 役務（サービス）の提供の場合は、寄附者等の利用方法が確立されていること。
- (15) 配送事業者や自社配送による発送又は電子による受取が可能なものであり、かつ、発注後速やかに発送又は送信できるものであること。また、自社配送の場合は、市が採用する送料より安価であること。高額である場合は、寄付額を別途上乗せし設定する。
- (16) 本市が求める場合に返礼品のサンプルを提供できること。なお、役務（サービス）の場合は、現場での確認ができること。原則として無償提供すること。
- (17) 返礼品は常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、関係諸法令を遵守していること。
- (18) その他、本事業の目的にふさわしい内容であること。

5 費用負担

返礼品の代金（梱包費用含む。）及び配送料は、市が負担する。

発送した返礼品に関するクレーム等が生じた場合は、自らの責任において原因の究明を行うとともに、それが自らの責めによる場合は、自らの負担により、クレーム等の

あった返礼品の引戻し及び返礼品の再送を行うこと。

再配送に係る返礼品調達経費（再配送が必要となった返礼品を改めて調達することなく再送できる場合を除く。）及び送料に関する費用負担は、次に掲げる表のとおりとし、疑義が生じた場合は、委託事業者と事業者が協議の上、市が決定するものとする。

《再配送の理由 費用負担》

1	事業者に起因する場合	事業者
2	市に起因する場合	市
3	事業者が指定した配送業者に起因する場合	事業者は配送業者
4	寄附者に起因する場合	寄附者又は市
5	委託事業者に起因する場合	委託事業者
6	1～5以外の理由による場合	事業者・委託事業者・市の協議により決定

6 募集期間

随時行う。

（ただし、実際の返礼品提供開始は総務省認定後となる。「9 返礼品の登録」を参照。）

7 応募方法

次の書類に必要事項を記入し、経済部商工観光課宛にメール等により提出すること。

- ① ふるさと宇土応援寄附金「お礼の品」協力事業者申請書
- ② 事業者の概要が分かる物（パンフレット等）
- ③ 宇土市ふるさと納税返礼品提供に関する誓約書兼同意書

【提出先】

〒869-0492 宇土市浦田町 51 番地

経済部商工観光課観光物産係 syoukou03@city.uto.lg.jp

8 審査結果

提出書類による審査を行い、その結果を応募事業者に通知する。

9 返礼品の登録

市から協力事業所の承認を受けた場合、次の書類に必要事項を記入し、経済部商工観光課宛にメール等により提出すること。

- ① ふるさと納税「お礼の品」提案書
- ② ポータルサイトに掲載する写真等
- ③ サンプル品（※可能である場合のみ）
- ④ ふるさと納税事業者登録書

【提出先】

〒869-0492 宇土市浦田町 51 番地

経済部商工観光課観光物産係 syoukou03@city.uto.lg.jp

また、掲載を希望するポータルサイトを管轄する委託業者の指示に従った提案を行い、調整が完了した返礼品やサービスが、地場産品基準表（別表１）及び宇土市ふるさと納税返礼品基準のいずれかの項目を満たしていると判断した場合に、返礼品として、市から総務省に返礼品申出書の提出を行う。総務省の認定後、返礼品として登録する。なお、ポータルサイトごとに登録方法が異なるため、複数のポータルサイトへの掲載を希望する場合は、それぞれの委託業者の指示に従うこと。

１０ 返礼品の登録内容変更

登録された返礼品の内容に係る変更があった場合は、変更を要するポータルサイトを管轄する委託業者と掲載内容を調整し、速やかに必要とするデータの提供を行うこと。

１１ 返礼品登録の停止

次の場合は、返礼品の登録を停止する。

- (1) 協力事業者が、市へ返礼品の登録停止を申し出た場合
- (2) 登録内容に虚偽があった場合
- (3) 市もしくは寄附者に損害を及ぼす行為があった場合
- (4) 「４ 返礼品の要件」を満たさなくなった場合
- (5) 返礼品の品質等に対し、寄附者から苦情が寄せられ、協力事業者の責任が重いと市が判断した場合
- (6) 定められた期限までに返礼品の発送ができない場合
- (7) その他、宇土市ふるさと納税返礼品提供に関する誓約書兼同意書に定める事項に違反した場合

１２ 優先的に紹介する返礼品について

次の返礼品については、雑誌やポータルサイト広告など各種広報において、優先的に取り扱う場合がある。

- (1) 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
- (2) 広報の効果を高めると考えられるもの
- (3) 広報の主体者から求めのあったもの

１３ 返礼品の寄附額設定について

返礼品の寄附額設定については、次のとおりとする。

- (1) 返礼品の提供価格が寄附額の３割を超えない範囲で、寄附額を定める。
- (2) 寄附額は、下限を４千円とし、５百円の倍数以外での設定を行わない。

１４ 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取扱いについて、宇土市個人情報保護条例並びに関係法

令を順守すること。寄附者の個人情報、返礼品の発送以外の目的に使用することはできないものとする。

15 留意事項

- (1) 協力事業者は、委託業者と返礼品の調達、在庫管理、配送、支払い等に関する売買契約書等を締結する必要がある。
- (2) 返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、その内容について速やかに市及び委託業者へ報告すること。
- (3) 市がチラシや案内状等を返礼品に同封を求めた場合、これに協力すること。
- (4) 返礼品の在庫管理は、協力事業者の責任において行うこと。
- (5) 市は、登録された協力事業者が本要項の要件を満たさなくなったと認める場合、宇土市ふるさと納税返礼品提供に関する誓約書兼同意書に違反した場合、提出書類に虚偽があった場合もしくは市に損害を及ぼす行為があった場合は登録を停止又は取り消す場合がある。

16 問い合わせ先

経済部商工観光課観光物産係

電話 0964-27-3329（内線 615、618）

メールアドレス syoukou03@city.uto.lg.jp

【別表 1】地場産品基準表

項目	基準	具体的例示等
1	宇土市内で生産されたものであること。	宇土市内で生産された米・果実・野菜など
2	宇土市内で返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。 ※主要な部分か否かは、返礼品に占める当該原材料の重量や付加価値の割合等が半分を超えるか否か等で判断	○ 認められると考えられる例 ・宇土市内で生産された野菜及び果実等を原料に宇土市外で加工・製造したもの
		× 認められないと考えられる例 ・宇土市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、宇土市外で加工されたもつ鍋・水炊き
3	宇土市内で返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 ※主要な部分か否かは、返礼品に占める当該工程の作業比率や付加価値の割合等が半分を超えるか否か等で判断	○ 認められると考えられる例 ・宇土市外で生産された鶏肉を宇土市内で調理・加工した鶏肉加工品 ・宇土市内の事業者が宇土市外で生産された原材料を使用し、宇土市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの。
		× 認められないと考えられる例 ・宇土市内の事業者がパッケージしている宇土市外で生産された果物 ・宇土市外で生産されたビールに宇土市内団体オリジナルのシールを貼ったもの
4	宇土市内で生産されたものと近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものとが混在する場合にあっては、流通構造上、混在することが避けられない場合であること。	○ 認められると考えられる例 ・宇土市内で生産後、複数の近隣地域を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣地域で生産された農産物と混在することが避けられない農産物
5	宇土市の広報の目的で生産された宇土市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から宇土市の独自の返礼品であることが明白なものであること。	○ 認められると考えられる例 ・宇土市のゆるキャラグッズ ・宇土市を PR するためのオリジナルのポストカード ・宇土市をホームとするスポーツチームの応援グッズ
		× 認められないと考えられる例

		・宇土市の出身者であるパティシエが宇土市外で製造する洋菓子
6	上記 1 ～ 5 のいずれかに該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるものであること。 ※主要な部分か否かは、返礼品に占める当該部分の経済的価値や付加価値の割合等が半分を超えるか否か等で判断	○ 認められると考えられる例
		・宇土市内で生産された海苔と熊本県産のお米のセット
		× 認められないと考えられる例
		・宇土市外で生産された商品と市の PR 冊子をセットにしたもの
7	宇土市内で提供される役務、または、これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が宇土市に相当程度関連性のあるものであること。 ※関連性の有無は役務の内容を総合的に判断	○ 認められると考えられる例
		・宇土市を訪れて、宇土市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン
8	次のいずれかに該当する返礼品等であること。	≪ 8 【ハ】（熊本県で認定されている共通返礼品）で認められている地域資源 ≫
	【イ】熊本県内の市区町村が近隣の他の市区町村と協働でこれらの市区町村の区域内において上記 1 ～ 7 のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの	・馬肉（生食用については、熊本県内のと畜場でと畜された馬肉に限る。） ※生食用については、「生食用食肉の衛生基準（H10.9.11 付け厚生省生活衛生局長通知）」を遵守し、生鮮食品に係る食品表示基準に基づいて表示（と畜場の名称を含む）されているものを取り扱うこと。 ※原則、県の区域内の事業者（精肉店等）から仕入れること。
	【ロ】熊本県が熊本県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において上記 1 ～ 7 のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品とするもの	・あか牛（熊本県産に限る。） ※原則、県の区域内の事業者（精肉店等）から仕入れること。

	【ハ】熊本県が熊本県内の複数の市区町村において、地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品とするもの	・天草大王（H7.8 商標登録済） ※原則、県の区域内の事業者（精肉店等）から仕入れること。 ・くまもと黒毛和牛（以下基準を全て満たしたものに限る。） ①熊本県内での肥育期間が 12 ヶ月以上であり、最長かつ最終飼養地が熊本県内であること ②去勢牛または未經産雌牛であること ③肉質等級 3 級以上の黒毛和種の牛肉であること。 ※原則、各市町村の区域内の事業所（精肉店等）から仕入れること。若しくは、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会の構成員のいずれかに加盟する事業所から仕入れること。
9	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた上記 1～8 のいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合において、当該返礼品を代替するものとして提供するものであること。	